

誓 約 書

岡山市屋外広告物条例に基づき許可を受けた屋外広告物については、下記の事項を守り、表示することを誓約します。

記

- 1 次の禁止地域には、屋外広告物を表示しません。
 - (1) 風致地区（後楽園・操山地区）
 - (2) 国、県又は市指定の重要文化財及び重要有形民族文化財の建造物（その周囲 20 メートル以内の区域を含む。）並びに史跡名勝天然記念物
 - (3) 県自然環境保全地区、県環境緑地保護地域及び県郷土自然保護地域
 - (4) 山陽自動車道及び中国横断自動車道の全区間
 - (5) 岡山空港アクセス道路（県道岡山賀陽線、県道日応寺栢谷線）の両側各 100 メートル以内の区域
 - (6) 道路の植樹帯、分離帯及び交通島
 - (7) 岡山空港（周囲 500 メートル以内の区域を含む。）岡南飛行場（周囲 500 メートル以内の区域を含む。）及び岡山駅の駅前広場
 - (8) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他公共用建造物及びその敷地
 - (9) 古墳、墓地及び火葬場
 - (10) 社寺及び教会の建造物
- 2 はり紙、はり札、又は立看板（政治活動、文化活動その他営利を目的としない活動のために表示するものを除く。）を第 1 種許可地域及び第 2 種許可地域には表示しません。
- 3 次の禁止物件には、屋外広告物を表示しません。

(1) 橋（ガードを含む。）、トンネル及び高架構造物	(7) 送電塔、送受信塔及び照明塔
(2) 石垣及び擁壁の類	(8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンクの類
(3) 街路樹、路傍樹及び保存樹	(9) 彫像及び記念碑の類
(4) 信号機、路上信号制御機、道路標識、航空標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー、歩道柵、駒止めの類、里程標の類及び地下道上屋	(10) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
(5) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら	(11) 道路の路面
(6) 公衆電話ボックス、郵便ポスト、路上変圧器及びこれらに類するもの	
- 4 次に掲げる物件には、はり紙、はり札又は立看板を表示しません。
電柱、街路灯柱、消火栓標識及びこれらに類するもの並びにアーチの支柱及びアーケードの支柱
- 5 道路法、道路交通法その他の法令に違反して屋外広告物を表示しません。
- 6 他人の土地又は建物、工作物その他の物件に表示するときは、その所有者又は管理者の承諾を必ず得ます。
- 7 はり紙の類は、ピンやテープ等で止め、糊貼りしません。
- 8 許可に係る広告物には、許可の証票をはり付けます。（許可の押印又は打刻印を受けたものを除く。）
- 9 許可に係る広告物は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持します。
- 10 許可の期間が満了したとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく当該広告物を除却するとともに、屋外広告物（掲出物件）除却完了届を提出します。
- 11 その他許可に付された条件を守ります。

（市からの注意）

上記の事項に違反した場合は、法令に基づき違反に係る広告物を除却し、許可を取り消し、又は措置命令若しくは除却命令を発するほか、罰金刑に処せられることがあります。

以上の誓約事項に違反した場合は、何らの通知又は承諾がなくても、市等において除却されても異存ありません。

令和 年 月 日 申請分

岡 山 市 長

国土交通省岡山国道工事事務局長 様

岡山県岡山地方振興局長

各 警 察 署 長

住 所

氏 名